

令和元年度第1回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和元年5月21日（火）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和元年5月21日（火）午後1時00分～午後2時53分

場 所 教育委員会室

出席委員会
長大竹 智 委 員 吉岡 睦子
委 員 東出 香 委 員 石川 悦子
委 員 牧野 晶 哲

事務局職員
事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
庶務課長 都筑 公嗣 済美教育センター長 平崎 一美
済美教育センター
統括指導主事 東口 孝正 教育相談課長 宮脇 隆
法規担当係長 岩田 晃司 済美教育センター
指導主事 岡部 洋右
庶務係長 佐藤 守

傍聴者数 1名

会議の議題

- ・ 教育相談体制の再構築について
- ・ 杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について
- ・ 区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等について
- ・ 個別事案について
- ・ その他

目次

教育相談体制の再構築について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について・・・・・・・・	10
区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数 等について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
その他・・・・・・・・・・・・・・・・	23
個別事案について・・・・【非公開】	

大竹会長 それでは定刻になりましたので、令和元年第一回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。本日はお足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。今年度第一回の開催となります。そして事務局の体制もお変わりになられているようですので最初に事務局職員の方のご紹介をお願いいたします。

事務局次長 それでは改めまして今年度も宜しくをお願いいたします。元号も変わりまして令和元年度ということで第一回目の会議です。会長からお話がありましたが今日は非常に雨風が強く大変お足元の悪い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。それでは今会長からお話がありましたように人事異動等で少し事務局メンバーが変わっていますので、私から資料1の事務局職員名簿に沿ってご紹介したいと思います。私は、一番上にあります教育委員会事務局次長の田中です。2年目になります。どうぞ宜しくをお願いいたします。次に、教育委員会事務局教育企画担当部長、教育人事企画課長事務取扱の白石高士です。続きまして教育委員会事務局参事、庶務課長事務取扱の都筑公嗣です。済美教育センター所長、平崎一美です。同じく済美教育センター統括指導主事、東口孝正です。続きまして済美教育センター、今年からのポストですが教育相談担当課長、宮脇隆です。それから事務局で先生方にいろいろお願いしています庶務課庶務係長の佐藤守です。同じく庶務課の法規担当係長、岩田晃司です。最後になります。済美教育センター指導主事で今年の4月から着任しています、岡部洋右です。以上のメンバーです。宜しくをお願いいたします。

大竹会長 それでは本日の議事に入りますが、次第の5個別事案については児童生徒等の個人情報を含む内容となっていますので、杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱第3条第2号の規定により会議を非公開としたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは異議がございませんので次第の5の審議については会議を非公開とさせていただきたいと思います。それでは次第の順に進めます。次第2、教育相談体制の再構築について、事務局から説明をお願いいたします。

教育相談担当課長 資料2、教育相談体制の再構築についてご説明いたします。教育相談体制を再構築した経緯としまして、近年区立小中学校に

おけるいじめの認知件数や不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、こうした背景には要因の多様化、複雑化があります。またいじめ、不登校の各学校による初期対応の遅れ等により長期化、複雑化するケースもありました。このような課題を解決するためにきめ細やかな専門的支援や適切な初期対応の充実が求められています。新たな教育相談体制の基本的な考えとして2点の支援を重点としてまいります。1点目はより専門的視点からの児童・生徒と保護者への支援。2点目は学校の適切な初期対応となるような支援です。そのために新たな教育相談体制としましてこれまで特別支援教育課が実施してきた教育相談及び不登校対策に関する業務と、済美教育センターが実施しているいじめ・不登校の業務を一体的に展開するために教育相談担当課を新設しました。裏面をご覧ください。こちらの図については校長会及び副校長会で各学校に周知し案内しています。学校訪問をした際、不登校の児童・生徒についてどのような手立てがあるか校長から相談を受けました。その際に不登校相談支援チームについてご案内したところです。また昨年度末の教育報においても区民の皆様には周知を図っています。今後各学校がいじめ、不登校に対してより一層適切な初期対応ができるよう支援をしてまいりたいと思います。説明は以上です。

大竹会長 ありがとうございます。それでは皆様からのご質問、ご意見等があれば挙手の上お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。新しい体制になったというようなことですが。何かございますでしょうか。

石川委員 お世話になっています。済美教育センターの中に教育相談担当課ができたとうことですが、ここに相談部門があるというようなことでしょうか。少し具体的に教えていただけますでしょうか。

教育相談担当課長 これまで一般相談、来所相談ということで特別支援教育課が行っていた教育相談の窓口を済美教育センターに持ってきました。各学校にも担当の指導主事もおりますし、教育SATとの流れも作るということで、教育相談で受けた内容についてより効果的に学校に関わっていくということで窓口を済美教育センターで一本化したという形です。

石川委員 ありがとうございます。

牧野委員 今回教育相談担当課と教育SATに分かれています。それぞれ主となる案件によって分かれています。入り口が違って中は一緒ということがあったり、共通しているようなことが多々あると思いますが、

こちらの二つについて合同で、カンファレンスであったり、支援の擦り合わせなどをする機会などは設けられているのでしょうか。

教育相談担当課長 考えています。必要に応じてやはりそういった擦り合わせというのが、それぞれの専門的な立場からの考えというのを合わせた上でより効果的に学校に支援していくということで考えています。

牧野委員 ありがとうございます。

大竹会長 では私の方から、保護者は別にどの問題についてであっても、電話一本入れればその受けた内容で、センターの中でその専門的な対応に分かれて対応するということよろしいですか。

教育相談担当課長 そうです。こちらにお電話くださいというところを見ていただければと思いますが、基本的にはいじめ、学校生活上のトラブルは教育SATの方に入ることでご案内しています。不登校、一般相談ということでは教育相談の窓口があります。最終的には総合的に各学校の支援を両方でやっていく必要があるということであれば、連携してやっていくという形で今取り組んでいます。

大竹会長 一般的な事例を考えると、いじめと不登校って強い関連があったりするんで分けられていてもそれは不登校の原因が何だったのかということは受け手の方でしっかりそこは受け止めて、専門的な視点を持ちながら保護者からの相談をキャッチしていかなければいけないかと思えます。

教育相談担当課長 ありがとうございます。やはり入り口がいじめだったとしても、話を聞いていく中でいろんなところにつながっていくということもあると思いますので、そこについて専門家と協力をしながら、より学校の関わり方として教育SATとの関わりの方が良いのか、それともスクールカウンセラーやSSWなどとの関わりが良いのかということは、協議しながら関わっていきたいと考えています。

吉岡委員 今の点ですが、保護者等が相談される際に秘密を守っていただけるということを周知していただいているのかどうかという点をお伺いしたいのですが。

教育相談担当課長 はい、やはり窓口へ入ってきて相談いただいている方が名前を守秘でお願いしますということであればそのように対応していきつつ、でもその中で各学校へ返す時にやはり効果的な関わり方が必要だということでは、具体的な名前は申しませんが、こういうふうに

関わってくださいということでその学年ですとか、学校としてそれを解決に向かっていくためにどうしていくかということでの情報提供は考えていますが、基本的に匿名で来たものについてはそれを明かしてということとは考えていません。

吉岡委員 ありがとうございます。そうするとどこまで秘密を守って、どこから関係者に開示するかという点はその相談された方との話し合いとか、その中で判断していくということでしょうか。

教育相談担当課長 やはりそのお話をする中で、受けた者がより効果的にその子の問題を解決していくのにどういう方法を取った方が良いか、今お話いただいていることを少し学校と解決に向かって進めていく際に、そこではお話をした方が良いのであれば、そういうお名前を出して解決に向かった方が良いということで話は進めていきますが、ケースバイケースで考えられるのではないかと思います。

統括指導主事 私の方で教育SATを担当しております、いじめに関わるような問題に関してはこちらで対応しておりますが、今委員からご指摘のあったような個人情報や学校等につなげる場合には、必ず保護者の了解を得てから学校にお話をするようにしております。場合によっては匿名でとか、こういう情報があったのだけれどという情報提供にしてくださいという場合もありますし、ご自身から直接管理職に訴えることができないので、名前を言っていただいて結構ですのでお願いしますというような相談も結構増えております。

大竹会長 課題を抱えた保護者が電話をした時に電話の受け手の相談員としては単なる相談を受け付けて、そこから聞いた話を誰かに振っていくのか、それとも電話を受けた人間がその後そのケースの担当のような形になって保護者と関係を作りながらやっていくのかというのは、どういうふうになっていくのでしょうか。

教育相談担当課長 ケースによりますが、基本的にお話を伺ったものをどう対応していくかというのを課の中でも話をして、その関わり方としてこのケースは誰という形で担当を決めて取り組んでいくということもあります。

大竹会長 そうすると面談などという話になってくるとその面談に出た人がその相談を受けた人の窓口となり、主担当となってその後課の中の話も含めながら保護者とやりとりしていくということで固定されてい

くのでしょうか。

教育相談担当課長 全てがそういうわけではないですが、基本的に課の中でどういう関わり方をしたら良いかということを考えながら、担当というのは決めていきます。

統括指導主事 教育SATにつきましてはSATの相談員がいます。今年度は済美教育センターで指導主事を学校担当制という形で一校ずつ受け持ちを決めています。入ってくるケースの重大性にもよりますが、管理職とのコミュニケーション、情報共有を考えて学校担当が基本は行うこととしていますが、重大なことですとか、あとは保護者から直接入り口で教育SATが受けた場合には教育SATの担当者が継続してそのケースをもっていくというように割り振りを決めています。

大竹会長 学校担当の相談員かSATなりがいらっしゃると。それは保護者の人たちには自分の学校は誰が担当だというのはわかっているのですか。

統括指導主事 担当の職員につきましては学校管理職にはお伝えしていますが、広く区民に対して周知しているわけではないので、基本教育SATに電話が入った時にSATの専門員がまず受け答えをするという形をとっています。

石川委員 自分がもし保護者だったらという気持ちで考えていたのですが、例えば自分の子供があまり良い状態でないと、いじめられているかもしれないと思って、できれば学校の中で解決したい、学校の外には出たくないのだけれどもやはりなかなか事態が動かないし、済美教育センターに相談したと言って、その後どういうふうな段取りでどんなやり方があると。例えばSATがパッと学校に行ってというのを望まないかもしれないですね。まず学校状況とかというあたりでいろいろやったださるのかとか、そういう何か流れがわからないと安心して相談できないというか。例えば内部ではもう役割分担が決まっているんですとか、ケースバイケースでこういうふうにするんですと言われても、ちょっと何か自分の手から離れていくというような不安感があったりとかするような気がしました。ですからいろいろ複雑な思いでご連絡されてくると思います。また当該の子供の気持ちもありますので、こうしていろいろ分担を整理したり厚くしたのだと思いますが、やはり住民からわかるような形で、こういうふうなやり方があるってこういうふうなことで、例えば担当者というのはこういう人間なんだとか、何かもう少しわかる方

がやはり相談する方とすると安心感があるというふうに印象として思いました。

統括指導主事 今委員のご指摘があったとおり、本来ならば校内で対応できる、きめ細やかにできるというのが第一だと思います。都の方からはスクールカウンセラーが配置されているというところと、本区においてはSSWも数を揃えていますので、そこに情報が入った場合には管理職とまず情報共有し、各学校には特別支援教育コーディネーターという担当の教員もいます。校内でまずは対策の委員会を開くなどして校内で対応の仕方を考えて、それでもという場合には教育相談の方に来るという流れが一番望ましいと思います。

済美教育センター所長 あくまでも相談いただいた場合にはやはり保護者、またはその保護者を通して子どもの気持ちとか状況というのが入ってきますので、基本寄り添っていく。解決方法についても一方的に済美教育センターの方で進めていくのではなくて、一緒に考えていくというスタンスを持ちながら相談に応じるようにしていますので、なかなかそういう内部の分担とか、そういうところが見えづらいところではあります。だからこそ、これまでもそうだったのですが、保護者に寄り添っていくというスタンスで対応しています。

大竹会長 あと私の方から、組織が専門化されていくというところは大変良いのですが、一方ではそれが縦割りになってしまったりする。やはりケースというのは全体的に見られるような組織というか、そういう方々も必要にはなっていくので、先ほどから話しているように一つの問題で一つの課題になっているわけではなくて、いろんな問題が絡み合っていますから、そういったところがしっかりと全体が見渡せるような組織なのか人なのかというところはしっかりと考えておいていただければ良いかなとは思っています。いかがでしょうか。

事務局次長 様々ご質問をいただいて、感じたことというか、こう取り組んでいきたいなということですが、ここにも書いてあるとおり今までいろいろな教育相談を受けていたのですが、それを充実させるために今年度、就学前教育支援センターが9月にできることに伴い、いろいろな組織改変を行い、この4月から新しく教育相談担当課を設けて宮脇課長が初代の担当課長としてつき、スタッフも特別支援教育課と調整しながら一本化を進めました。もう2ヶ月ほど経ちますが、やはり先生方のご質

問を聞いていると一番大事なものは保護者、ご相談者の目線に立った教育相談体制にしていかなければいけないので、今後十分に検証していかねばいけないと思いますし、いろいろご指摘などをいただきながら改善していくところは改善していかねばならないと思いました。それから吉岡先生からご質問があったのは、こういうことかなと思ったのは、私の母親が先日入院をしたのですが、治療計画というか、今後の治療や相談についてどういうふうに道筋をつけていくのかが家族にとっては大切であって、教育相談においても、相談者側からすればこの問題はこういうところに解決の糸口がありそうだから、一緒に考えながら「処方箋」というか、どういうふうにこの問題を解決していきましょうかということと一緒に考えていくということで、ご相談者に今後の見通しを示していくことが大事だと思いました。教育委員会としても今様々なご意見をいただきましたので、そういった方向を踏まえながら新しい組織体制が有効に機能するようにやっていきたいと思えます。

大竹会長 ありがとうございます。全てはより良いものをといるところでの今回の新体制ということですから、また後ほど半年とか、どこかのところでもその後の経過等をご報告できるようにしていただけるような機会があれば良いかなと思いますので、よろしく願いいたします。この教育相談体制の再構築についてはこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。では次、次第3の杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について事務局よりご説明をお願いします。

統括指導主事 私からは資料3、杉並区におけるいじめ防止対策等の取組についてご説明いたします。本資料では昨年度の第一回いじめ問題対策委員会で配布しました資料に基づき、それ以降に新たに取組んだこと等を加筆、整理した資料となっています。特に加筆した部分については下線で示しています。その部分を中心にご説明いたします。昨年度の第2回いじめ問題対策委員会でもご報告しましたが、平成29年3月に国がいじめ防止等のための基本的な方針を改定し、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定したことを踏まえ、区教育委員会としましては平成29年9月に改定、各学校は区教育委員会の改定を踏まえその直後に改定を実施しました。各学校では校内委員会を整備し、組織的にいじめの対応、対策に取り組んでいます。

次に2のいじめの未然防止の取組についてです。各学校においては今

年度も資料にありますように教育活動全体を通して様々な取組を行い、いじめは絶対に許さないということの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心を育成していきます。また区教育委員会におきましてはSOSの出し方に関する教育の推進を図るとともに、今年度も第四回となります「すぎなみ小・中学生未来サミット」を行い、いじめ問題への取組を含む学校生活をより良くする児童・生徒の自主的、主体的な取組を支援してまいります。今年度は7月27日土曜日の午前中にセッション杉並での開催を予定し準備を進めています。小中連携校23グループの代表児童・生徒によるポスターセッションを行った後、6グループの代表生徒によるパネルディスカッションを行います。委員の皆様もお忙しいこととは存じますが、お越しいただければと思います。今年度はこの委員会が昨年度よりも早い開催のためにまだチラシが完成しておりませんが、チラシが完成しましたら改めてご案内させていただきます。

次に3のいじめの早期発見です。今年度は年度当初より初期対応の大切さについて校長会で話をしております。いじめ、不登校に対する初期対応の重要性について、副校長会、生活指導主任会、特別支援教育コーディネーター研修会等で研修を進め、徹底しております。また、すぎなみいじめ電話レスキュー対応件数、すぎなみネットでトラブル解消システムダウンロード件数につきましては、昨年度はともに増加傾向にありました。特にネットでトラブル解決支援システムに関しては、区外生徒からの相談件数が増加傾向にあり、九州や北海道の生徒からの相談など、学校が分かる場合には、それぞれの都道府県の教育委員会への情報提供を行っています。

最後に、いじめ事案対象の取組です。先ほどご説明がありましたが、今年度より教育委員会としましては教育相談担当課を配置し、より教育的支援を重視した教育相談体制としました。スクールソーシャルワーカーとの情報交換会を行い、教育SATによるいじめを含む学校の事件、事故への対応をサポートする、学校の相談に応じる取組を継続していきます。またスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもの心のケアを含めたサポートにも取り組んでまいります。説明は以上です。

大竹会長 ありがとうございます。ただいまいじめの防止対策等の取組について、特に昨年度との変更部分を中心にお話をいただきましたが、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。では東出先

生をお願いします。

東出委員 教育SATさんの対応実績の件数で、平成30年度は124件とかなりの増加でして、このあたりはどういったところでこの数になられたというか、その背景を教えてくださいと思います。

統括指導主事 委員ご指摘のありました30年度の件数が増えていることについてですが、これは1件が一つの問題に対応しているということではなくて、一つの問題が長期化することで複数回に渡って相談をお受けするケースが増えているので、相談件数が増えているということです。

東出委員 ありがとうございます。ということは、対応の1ケース1ケースとしてはそんなに変わりはないけれど、カウントの仕方としてはどのような場合に1件というような数え方でいらっしゃるのでしょうか。

統括指導主事 後ほどいじめの認知件数と解消件数の方で具体的ないじめの認知件数は挙がってまいります。件数自体も微増しています。件数の数え方についてですが、一回相談に乗ったら1件という数え方をしておりますので、1ケース1件ではなくて、1ケースの方でも例えば34回ご相談を受けた場合には34件というようなカウントの仕方をしております。

東出委員 ありがとうございます。訪問とか電話とか、そういうのにも関わらず、1回の相談で1件ということによろしいですか。

統括指導主事 はい、そのとおりです。

東出委員 ありがとうございます。

大竹会長 微増だということですが、もう一方ではなかなか対応困難で回数が多くならざるを得ないようなケースが増えてきているということもあるのでしょうか。

統括指導主事 そのとおりです。平均化したことはありませんが、1件が3回くらいの相談で終わっているケースもあれば、本当に1件で3年越しというケースもございますので、そうしてきますと年間でその方のケースが20件を超えるということもございます。

済美教育センター所長 対応を細かく分析していきますと、やはり初期対応のところでは保護者とのボタンの掛け違いだとか、意識の違いとかというところで複雑になったり長期化したりという傾向が見えてきたことありまして、今年度は初期対応というところを重点的に、それ以外の部分もですが、済美教育センターとしては学校を支援していきたいと考え

ています。

牧野委員 ただ今のSATの件について引き続き質問をさせていただければと思いますが、今年度よりいじめ、学校生活上のトラブルは教育SATの方にということで、かなり問題を限定した上で相談体制を受け付けると。しかもそれが保護者や相談者だけではなくて、学校管理職からも相談を受け付けた上で学校支援に入っていくということが道筋として示されているのですが、ではそれに応じられるような組織体系に変更しているのか、増員なども含めて考えていらっしゃるのかについてちょっと伺いしたいと思います。

統括指導主事 各学校の対応につきましては先ほど申しました済美教育センターに指導主事がありますが、それぞれ学校担当ということで、教育SATだけで対応するのではなくて、この済美教育センターの指導主事がその学校について対応してまいります。

牧野委員 今のところは指導主事の担当制を敷いたというところで、対応をきめ細やかにしていこうという形ではあるのですよね。でもそれ以上にたぶん今後いじめなどの今回の増加数なども考えていきますと、よりもっと細かな対応が必要になってくるのではないかなというふうに考えられるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

統括指導主事 これまでの相談ですと教育SATに保護者の方から直接入ってくるケースの場合は、特に学校との関係性で様々な深刻化した状態が入ってきています。そのため、学校との対応もよりきめ細やかにというところもございますし、済美教育センターの方に直接来ていただいて面談等を教育SATの方で行うということも現在行っております。

済美教育センター所長 対応については人員の確保というのは欠かせないところではありますが、限界があります。ただ対応の中身というところでは、いじめであったり不登校もそうですが、その背景であったり原因が本当に多様化してきているというところでやはりその部分で言うとスクールソーシャルワーカーとの連携を密接にしていく、場合によっては区長部局、そういったところとの連携も密にしていくということで、例えばケース会議であったりそういったもの、状況を見ながら開催しながら、どう子供の困り感であったり保護者の困り感に寄り添っていくのか。学校の対応として学校だけでは解決していけないところをどうサポートしていくかというところの部分で、対応の中身を充実させ

ていくということも合わせてやっていく必要があると思いますので、そういう対策を進めているところです。

教育相談担当課長 実際SSWも役割分担ということで10名、昨年度までは3名がSATと一緒に動いていたのですが、合計10名で3エリアに分かれて、それぞれ3名、2名のエリアでついていまして、全体を見るという形で、そういうSSWの体制というところでも取るようにしています。

東出委員 センター内の体制の連携のところはわかったのですが、必要に応じて関係機関との連携をとというのが書かれていまして、外部機関の子ども家庭支援センターですとか児童相談所、保健所ですとか医療機関ですとか連携をする場合もあるとは思いますが、実際に平成30年度に連携してケース会議を開いたとかはおありになるのでしょうか。

統括指導主事 いじめの事案ですと子ども家庭支援センター、児童相談所は絡まずに警察が絡んでケースの対応を検討したことはございます。関係機関との連携で多くは不登校児童、虐待関係が中心に今はなっているもので、いじめで関係者を呼んでというのはなかなか今のところはない状況でございます。

石川委員 SATのメンバーがどんな方がおられるかということですが、例えば私はスクールカウンセラーを1校だけやっていますので、そうしますと最近保護者がいじめの案件で代理人を立ててきて、うちはこういう主張なんだと、親が言ってもなんだか話が伝わらないかもしれないから弁護士さんを連れてきましたということや、被害者と言われる方も加害者と言われる方も両方弁護士さんが代理人として学校にいらっしゃるといことも近年経験したことがあります。そんなふうにいる保護者自らが代理人を立ててくるとかそういうこともあるかと思いません。SATの方でSSWがおられることはわかりましたし、あとは指導主事の方がおられることもわかったのですが、あとはどんなメンバー構成になっているのでしょうか。

統括指導主事 教育SAT、いわゆるSATのチームとしておりますのは、今年度は昨年度より1名減になるのですが、3名体制です。お二人が中学校の校長の経験者、お一人が副校長の経験者となっています。あとこれは庶務課の方になりますが、学校法律相談ということで弁護士さんに校長先生が直接ご相談できる体制も整ってきていますので、そちらとも連携を取りながら対応しております。

石川委員 確認ですが、SAT自体は今3名体制。校長先生と元副校長先生と、あとどなたですか。

統括指導主事 校長先生がお二人の3名です。

石川委員 なるほど。そこに必要に応じてSSWと一緒に動くということな
んですね。ではお話を伺ったりというところはやはりその校長先生、副
校長先生であったりということであるということですか。わかりまし
た。ありがとうございます。

統括指導主事 加えて1名SATに担当の指導主事を置いております。

石川委員 わかりました。ありがとうございます。

大竹会長 元校長先生とか、副校長先生というのはローテーションで入っ
てくるのですか。元ですから退職された方がその職についてくるとい
うことになると何年か終わるとまた次の退職された方がこう入ってく
るようなポストとしてそこはあるのか、どのような人材をそこに入れ
てくるのかというのはどうなんでしょうか、実態としては。

済美教育センター所長 ローテーションで入ってくるような安定的なも
のではないのですが、その年々の状況を見てこちらから話をしてという
ことで人員を確保しているという状況です。

吉岡委員 今のSATのお話ですが、さっき1名人員が削減になったとおっ
しゃいしましたが、相談件数が随分増えていることとちょっと違和感があ
ったのですが、そこのご説明をお願いいたします。

済美教育センター所長 雇用の形態でこの年齢になると終わりとかいう
状況もあったり、またその方の個人的なご都合もあったりということで、
ご退職、お辞めになるということと、あとは次の方にというところのバ
ランスといえますか、4名体制が残念ながら維持が難しかったというそ
ういった状況の中で対応しています。

大竹会長 予算上は4名であったけれど今年度はたまたま人が、というと
ころだったということですか。

済美教育センター所長 そういうことです。

大竹会長 ではそれは今年度途中であっても予算上はあるということは、
ではもう一人を今選考しているというか、今年度中に誰かを補充する
というような動きはあるのでしょうか。

済美教育センター所長 なかなか人が見つからないという状況が年度途
中になるとありますので、なんとか今の体制でしっかり対応していき

いと思っています。

石川委員 SATは始めて何年になりますか。結構前からなさっていますよね、SATができて。

済美教育センター所長 平成19年からです。

石川委員 平成19年、では10年ちょっと。やはり杉並区内で校長先生等の管理職をご退職された方がこのSATにお入りになるという、さっきローテーションとおっしゃいましたが、そのような形で65歳までとか何かそういうような再任用からさらにとか、そういうような感じで定年退職制でやっているということですか。

教育企画担当部長 もともとこのSATができた時というのは、保護者対応は想定していなかったのです。つまり学校からこういうケースの相談を受けて、それに対して指導、助言をするというのがあくまでもスタートの考え方なのです。ですからやはり学校管理職と対応するには学校管理職経験者でないと厳しいだろうと。ですから区内で校長先生とか管理職を終えられた方がSATに入ることによって顔がわかるので、そこで助言をし、学校の方も受け入れやすかったというのがSATのスタート状況です。しかしながらだんだんその管理職の再任用制度ですとかその時にはなかったいろんな制度が始まり、この平成19年の頃は、校長というのは60歳で全員が定年退職で辞めたのです。しかし今は再任用で65歳までできると。再任用が65歳までできると、区の嘱託員は65歳で終わりなので、65歳で退職した校長はもう雇うすべがなくなってしまっているのです。来年からまた会計年度任用職員になればまたちょっと制度が変わってくると思いますが、現在はそういうことで先ほど所長からなかなか人がいないというところが現実的にはあります。しかし当時と比べて保護者から直接SATに電話が入ることが非常に増えてきているというのが実態で、そこでは今後SATをどうしていくかというのを考えていかなければならないとは思いますが、ちょうど今この組織変えもあり過渡期ではあるかなとは感じています。

石川委員 ありがとうございます。よくわかりました。

牧野委員 是非増員をするなりなんなりきめ細やかな対応を、初期対応の大切さということをおっしゃっていたのでそれに応じられるだけの組織体系にしていただければなというのはすごく思うところです。それと同時に学校の方では未然の防止であったり、早期発見ということ今年

度の目標、取組というところに掲げていますが、例えば児童、生徒へのきめ細やかな観察の徹底というものは、ただ注意喚起をするだけなのか、それとも何かもう少し踏み込んだ形でチェックポイントなど見るべき視点などを享受するものなのか、さらにはSOSの出し方に関する教育の推進と言われるものが、これは教員に対してやるものなのか、それとも子どもたちに対して提供するものなのかというところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

統括指導主事 児童・生徒に対するきめ細やかな対応のところですが、基本学期に1回のアンケート調査のお願いをしています。これは児童・生徒が記名をしてアンケートを取るというものです。それに合わせていのちの月間ということで年間3回いじめや命の大切さについてみんなで考えるというのは、これは教職員の研修もそうですし、子どもたちに対しても学校の教員から行っていくということではしております。SOSの出し方については、当然子供たちに対して教えていくことではありますが、昨年度までなかったものですので、教員に対しての研修等も行ってその上で教員から児童・生徒の方に各学校で取り組んでいただくという形を現在とっております。

牧野委員 ではすでに実施はしているSOSの方に関しては学校にお任せするような形にしていて、今は教員研修の方を中心にやっているとうことでよろしいでしょうか。

統括指導主事 そのとおりです。

牧野委員 アンケートなどは、これはもうたぶん法令化されているものだと思いますので、実施するのかなとは思いますが、観察の徹底というところで記名してある以上、もう少し何か踏み込んでやっていくのかなとか、さらにはアンケートに頼らない形であったとしても子どもたちの異変に気が付くことであったりとか、そのあたりをもう少し充実させていけないとたぶん声なき声には、なんというか、感じるができないとか、それを受け止めることができないのかなと思っておりまして、そのあたりも含めて記名されたアンケートにだけ頼るというやり方は私としてはあまりよろしくないとか、それだけに頼るのは良くないかなというところを少し感じていますがいかがでしょうか。

統括指導主事 委員ご指摘そのとおりでして、いかに学校の現場の先生たちの感度を高めていくのかというところが大切になってくると思いま

す。これは東京都になりますが、いじめ総合対策の第2次というのが28年に出されまして、各学校の管理職もかなりいじめに関する感度というのは高めていただいているので、この後の認知件数にも関わってくるのですが、年々現場の先生たちのいわゆるアンケートに頼らない発見というのも具体的な数としては出せないですが、高まってきているので、さらに取組を進めてまいりたいと思います。

大竹会長 いかがでしょうか。この案件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは次の議題に移りたいと思います。次第4、区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等についてということで事務局よりお願いします。

統括指導主事 資料4、区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等についてご説明させていただきます。本資料は毎年国が実施している児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果の中から、本区立小中学校分のいじめに関わる調査結果等についてまとめたものです。平成30年度分については現在調査し東京都教育委員会を通じて国に報告している最中です。まだご報告できる段階ではないため平成29年度の結果をもとにご説明をさせていただきます。

はじめに、いじめの認知件数及び解消件数等についてご説明いたします。まずいじめ認知件数は平成27年度から28年度にかけて小中学校ともに増加しており、特に小学校においては前年度比4.8倍となっています。これは東京都教育委員会いじめ総合対策第2次が策定され、軽微ないじめも見逃さないといじめの認知に関わる感度を高め、たとえ軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止めて適切な対応を図るよう徹底を図ったことによります。この認知件数の増加傾向は東京都や国でも同じような傾向となっております。次に認知件数に対する解消件数及び解消率についてですが、小学校は増加しましたが、中学校はかなり減少し長期化しました。これは平成28年度からいじめ解消の判断基準が改められ、いじめに関わる行為が止んでいる状態が相当の期間、少なくとも3ヶ月を目安に継続していることが条件とされたことにより、1月以降のいじめが全て解消に向けて取組中の事案となることや、比較的軽微ないじめが継続的に発生している事案が多いことによります。

次に資料中段、いじめの対応についてですが、最も多いのは小中学校ともに都全体の傾向と同じく冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言

われるケースとなっています。次に軽くぶつかられる、遊びを断られるケースとなっています。次に遊ぶフリをして叩かれるに次いで、仲間外れ、無視の順番となっており、こちらも都全体と同じ傾向です。

最後にいじめの発見のきっかけです。小中学校ともに都全体の傾向と同じ傾向がありますが、今年度は中学校で教員等が発見する割合が増加しています。また小学校では本人からの訴えが増加しています。中学校においては教員の意識が高まり、小学校では昨年度からのSOSの出し方に関する教育の推進により児童の意識が変わってきたと考えられます。この各学校において全学期に実施しているアンケートですが、本人からの訴えだけでなく、他の児童、生徒の記載した情報によって発見できる場合もあります。これは各学校での取組や、すぎなみ小・中学生未来サミット等の様々ないじめ防止対策により、子どもたち自身にいじめを許さない意識の向上が図られたことによるものと考えています。今後も未然防止の取組はもちろんです。早期発見、早期対応を心がけ、教員一人一人のいじめの認知に関わる感度を高め、たとえ軽微に思われるような事案であっても本人の訴えを受け止め、組織的に適切な対応を図るよう学校への周知を図り続けてまいりたいと存じます。以上です。

大竹会長 ありがとうございます。それでは皆様からご質問ご意見等いただきたいと思えます。お願いします。例えば教職員等の発見というところではアンケート以外というところでいくとどんなようなことで教職員の人は発見されているのでしょうか。

統括指導主事 現場のことなので詳細にまではお答えできないかもしれませんが、先ほどもあったように友達からの訴え、いじめられている本人からの訴えではなくて、見て見ぬ振りはいけないよという指導のもとに他児童が教員に教えてくれるとか、教員自身が子供のクラスの中での集団のありようというのを見ている中で気になったら声をかけるというようなことに取り組んで、高まってきているのではないかと思います。

大竹会長 あとは私の印象としては担任への訴えというのと、あとは養護教諭というのがいますよね。そういうところに子供達が語るというのも、その先生に語るというのもあったりするのかなというところでは、この教員というのはやはり担任の方が多いのでしょうか。

統括指導主事 これは学校にもよりますが、やはり担任の先生が男の先生で児童が女の子の場合とか、この逆の場合もありますが、そういったケ

ースでは養護教諭が間に入るというケースもかなりの割合であるようです。あとは近年ではスクールカウンセラーがいて、いわゆる学校の中の相談室に子どもたちが行って、その情報が管理職に入って担任に入るというような仕組みもできていると思います。

済美教育センター所長 学校内のそういった子どもの状況の見取りですとか、発見というのがありますが、杉並区は学校支援本部を中心に地域の方が日常的に学校に入って教育活動に参加していくというそういった状況の中で、そういった地域の方、学校支援本部の方があの子たちの関わりってちょっとどうなのかなってというようなことで、教員に情報が上がってくるという内部の目と言ったら変ですが、学校内、それから学校外といったところで、そういった発見というところができているところもあります。

牧野委員 ありがとうございます。今回こちらの数字がこれ以上出せるものではないのかなと思うのですが、ちょっとお伺いしたいこととして、例えば学校なんかではいじめ防止対策推進法22条で校内委員会を設定する、組織すると。そして、いじめがあった場合にはその組織的な対応を図るということで校内の委員会で検討するということになっていますが、ではその委員会はどのくらい開かれているのかについては調査は行われているのかどうか。それがわからないとちょっと組織的な対応が果たして図られているのかどうかというところがちょっとまだわからないなというところと、実際これだけ件数が増えている中で実際先生方って一体どうやっているのかなというのをちょっとお伺いしたいところですが、何か掴んでいる情報などありましたら教えていただければと思います。

統括指導主事 この問題行動調査の中でいわゆるいじめに起因して発生した不登校というものに関しては調査で数を取っています。この場合には重大事案として必ず校内でいじめ対策委員会を立ち上げるようにという形で指導が入っておりますので、その部分の重大事態として受け止めて動いている委員会の数というのは、こちらの教育委員会の方でも確認ができるのですが、いわゆる個々のいじめ、一つ一つについて校内でどこまでのケース会議であるとか委員会が開かれているのかについては現在のところ押さえられておりません。

牧野委員 では一応長期欠席になって重大事態だと認識された場合に関

しては校内委員会が開かれていて、その件数はこちらにも上がってきている、ただそれ以外のことについてはやはりまだ個別対応が多いのかどうかの現状もわからないと、実際に開かれている可能性もあるけれど、教員の方に責任がまだあったりとか、個人的な動きで止まっているというところなのではないでしょうか。

済美教育センター所長 学校いじめ防止対策委員会というので、ほとんどの学校が定期的には月1回ということでその場で情報共有をしたりという、平時の委員会と、あとはいじめを認知したらすぐ管理職に報告することになっていますので、その上で学年であったりというようなことで、情報収集した上でこれは臨時的にだけでも急遽委員会を開くよということで招集をかけて、そこで改めて情報共有、対応策の検討というようなことで、いじめの組織的な対応というところをやっているというところがほとんどかなと思います。

牧野委員 ただその件数はちょっとわからないという感じなんですね。調べる予定というか、まあ開催の回数を調べたところでどうというのもあるかもしれませんが、それについてカウントするなんていうことは今のところは考えてはいない感じでしょうか。

教育企画担当部長 今このいじめを論じていますが、校内委員会で今度は組織的にやりなさいと、同じようなことが不登校でも言われています。特別支援でも言われています。全部作ったら毎日が校内委員会になってしまうのです。学校というのは当然そんなことはできないので、一つの委員会をいわゆる共有して使っていくわけです。その中の問題というのが話し合っているのが、いじめのことを話し合っているのだけでもそこで不登校が出てきたり発達障害がでてきたりということが、多々というか、ほとんどがそういうケースであろうと思います。先ほど所長が月1回、いわゆる定例と言われる行事予定の中に組み込んでいくというものはありますが、たぶん学校が取り組んでいるのは、いろいろ話を聞くと、もう何か起きてパッと集まってということの方が実際には多いと言っています。当然その時にスクールカウンセラーの勤務日であればスクールカウンセラーを入れ、特別支援教育のコーディネーターは教員ですから入れ、あるいは管理職は必ずどちらかが入ると。つまり問題が起きた時にはすぐ対応して集まるといって、そういう迅速に対応できるような組織を作れというのが我々がお話を学校にしているところです。しか

しながら定例で行なっているものはもちろん簡単に言えば11ヶ月、11回はあるのであって、それ以外に迅速に集まった回数というのを調べたり、例えばいじめに関してだけ数えてくださいというたぶんこれは学校は数えられないと思います。ですからひっくるめた形で何回という調査は例えば取ることは可能だとは思いますが、現在そういう調査はしていません。学校はいじめだ不登校だという、そういう現象のくくりではなく、その子供をどうするかという視点で当然集まっているのであって、ですからそういった視点でそういった回数を取っていくことが果たしてそれが私たちの検証に値するのかどうかというのは、ちょっとこれは今後検討してまいりたいと思います。

大竹会長 いかがでしょうか。他の先生方から何かご質問があれば。子供たちのSOSの出し方みたいなことも今取組をなされていて、そういった意味では子どもたちがスムーズに自分の声を伝えられるような、そういった内容もしっかりと片方ではやっていただいているところで。件数が増えたから悪いのではなくて、それは発見する目も良く、虐待なんかの問題でも発見する目がだんだん高まって行って、今まで見過ごされていたものが出てきたから件数が上がっていくということで、件数が高いから悪いという問題ではないので、やはり一つ一つのことをしっかり見ていくということが大事かなと思いますので、お願いしたいと思います。

石川委員 ありがとうございます。このSOSの出し方に関する教育とか、自殺予防教育のために作ったものですが、去年から随分都の方で推奨して、私も少し協力させていただいているのですが、こういったものをどういう時間にやっていくとか、やはり学校のお忙しい教育課程の中でいろいろご苦労があるんだろうなと思いますが、こういった未然防止とかいろいろ予防教育的なものをいろいろ取り入れるということで何か良かったとか、あるいはなかなかそうは思うけれども時間が取れないとか、何か聞こえてくることとかはありますか。こういう全体的な取組についてやはりそれぞれの学校でいろいろできれば良いけれども、予防教育とかご苦労もあるのではないかと思うのですが、もしお声が届いているようでしたら教えていただきたいです。

統括指導主事 委員のおっしゃるとおり、学校には様々ないわゆる教科外の租税教育であったりとか、今言われたようなSOSの出し方であるとか、年々いろんな教育活動というか、教材が増えてきています。学校はそれ

ぞれ特色のある学校づくりというところで例えば命の大切さ、命の教育というのを柱に添えているところはそれに関わる中で、例えば総合的な学習の時間で取り組んだり、特別活動で取り組んだりということを行なっておりますが、やはり全ての学校が一律に同じような内容で推進することができるかというところは難しく、やはりそれぞれの学校の状況によって変わってくると思っています。ただこの新しい内容が出てきたことによってそれに対して学校側がもう無理とか、これは是非うちは取り組んでいきたいというところの声まではまだこちらの方までは上がってきていないという状況です。

石川委員 ありがとうございます。

大竹会長 ではこの事案はよろしいですか。ありがとうございました。それでは議題の4を終了させていただいて、会議の冒頭に決定しましたとおりここからは会議を非公開とさせていただきます。その前に事務局から事務連絡等がございましたらお願いします。

庶務課長 次回の日程ですが、前年が確か12月10日くらいだったと思います。また11月12月のあたりで委員の皆様の日程を調整させていただければと考えています。それから前回も申し上げましたが、委員会の性質上、この後の案件もそうですが、様々な事案がいつ何時起こるかわからないというところも含めまして臨時で開催させていただくこと、また改めて個別に先生方にご相談をさせていただくところ、そんなところもご了解いただけたら大変ありがたいです。私からは以上です。

大竹会長 ありがとうございます。それでは傍聴された方は、足元の悪い中本当にありがとうございます。

それでは委員会を再開したいと思います。次第の5、個別事案について事務局から説明をお願いします。

【非公開】

大竹会長 他の先生方からは何かありますか。よろしいですか。それではそろそろ時間になりました。予定の時間を過ぎてしまって申し訳ありません。これで質疑を終わりにしたいと思います。本日も円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。これをもちまして令和元年度第1回杉並区いじめ問題対策委員会を終了したいと思います。皆様ありがとうございます。